

# 交通事故の加害者・被害者にならないために

昨年の埼玉県内での交通事故件数は1万6577件で、そのうち死亡事故が104件でした。悲惨な交通事故は日々至るところで発生しています。今回の特集で、恐ろしく悲惨な交通事故について、私たちが事故を起こさない・巻き込まれないための心がけなどを考えていきましょう。

「あの日から家族の人生はめっちゃくちやになりました」。

ある交通事故の被害者遺族の言葉です。

交通事故は被害者、加害者はもちろんのこと、その家族にも深刻な影響をもたらします。

何の落ち度もないにもかかわらず、命を奪われた方。負傷により重い障害が残った方。

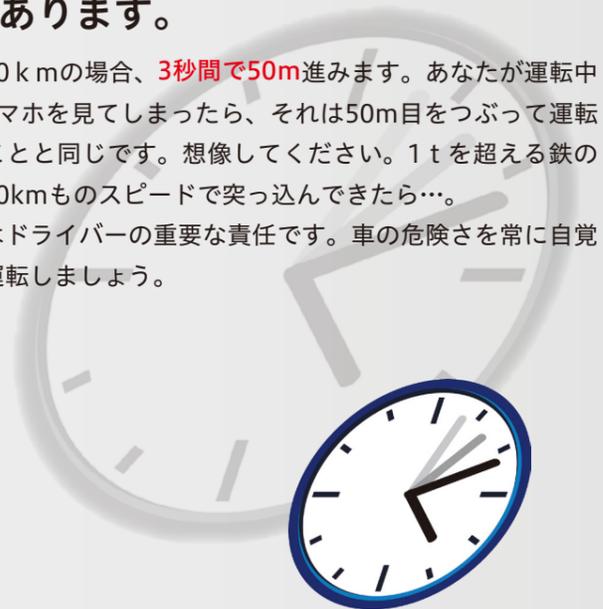
事故によって保護者を亡くした交通遺児の存在。

「悲惨な交通事故を無くしたい。大切な命を守るために」



## 数秒のわき見運転が被害者の一生を奪うこともあります。

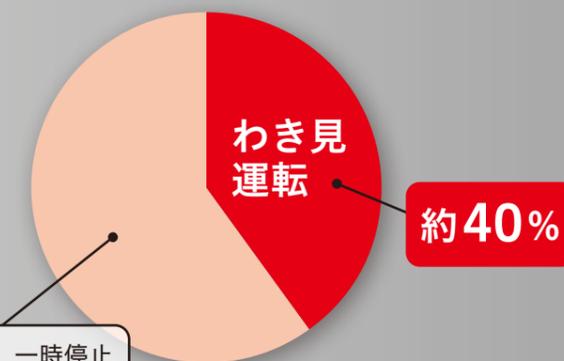
車は時速60kmの場合、3秒間で50m進みます。あなたが運転中に3秒間スマホを見てしまったら、それは50m目をつぶって運転していることと同じです。想像してください。1tを超える鉄の塊が時速60kmものスピードで突っ込んできたら…。安全運転はドライバーの重要な責任です。車の危険さを常に自覚しながら運転しましょう。



## 交通事故の原因第1位は「わき見運転」

運転中のほんの数秒の間、「外のお店に気を取られてしまった」・「スマホやカーナビを操作してしまった」。このような行動から、交通事故は発生してしまいます。

交通事故原因の割合



歩行者妨害、一時停止無視、信号無視など

出典：西入間警察署  
(令和4年中の埼玉県内における交通事故発生状況の概数)

# 交通事故の被害者にならないために 今日からできること

## 万が一被害者・加害者になってしまったら…

どんなに気を付けていても、交通事故の当事者になってしまう場合もあります。そんな時、被害者・加害者それぞれの精神面や金銭面をサポートしてくれる支援団体があります。万が一に備えて確認しておきましょう。

### ◆被害者側のサポート

#### (公社)埼玉犯罪被害者援助センター

専門の相談員や研修を受けたボランティアによる相談などを通じ、交通事故の被害者が抱える様々な不安や悩みの解決にあたるなど、被害者の各種サポート活動が無償で行います。



詳細はこちら

### ◆加害者側のサポート

#### NPO法人 スキマサポートセンター

スキマサポートセンターでは加害者家族の支援を行っています。大阪を拠点としている団体ですが、電話での相談も受付けているほか、首都圏でも相談会を開催しています。



詳細はこちら

### ◆交通遺児に対する支援策

#### (独)自動車事故対策機構

##### ●無利子貸付

保護者が死亡または重度の後遺障害が残ることとなった場合に、中学卒業までの子どもは無利子貸付を受けることができます。

##### ●交通遺児友の会

交通遺児とその家族を会員として、会員相互の連帯感を高め、交通遺児の健全な育成を図る活動を行います(会費無料)。



詳細はこちら

#### (公財)交通遺児等育成基金

##### ●交通遺児育成基金制度

基金に加入した子どもが満19歳に達するまで育成給付金の支給を受けることができます。

##### ●生活資金などの支給

中学卒業までの子どもは、越年資金、入学支度金、進学などの支援金の支給を受けることができます。



詳細はこちら

## 市町村交通災害共済に加入しましょう 問合せ先 生活環境課交通安全・防犯担当

交通災害共済は、埼玉県内の加入市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的共済制度です。皆さんが会費を出し合い、交通事故により負傷した会員の方にお見舞金をお支払いする助け合いの制度です。ワンコインでもしものときに備えましょう。

※ 交通災害共済は、事故を起こしてしまったときに相手方の損害を補償するものではありません。また、埼玉県内で加入が義務化されている自転車保険とも異なります

#### 共済期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで

#### 年会費

一人500円

#### 申込み

2月1日(水)から折込の加入申込書に必要事項を記入の上、市役所生活環境課、各市民センター、若葉駅前出張所、または郵便局まで、会費を添えて持参

#### 見舞金請求

交通事故により怪我をして見舞金請求を行う場合は、市役所生活環境課交通安全・防犯担当まで問い合わせ



今月の折り込みを  
チェック!

### ✓ 歩行するときは「かもしれない」という意識を持つ

歩行者の心がけで大切なのは、危険を探すつもりで行動するぐらいの意識。例えば、交差点を渡るとき、歩行者信号が青であっても、車が進入してくる「かもしれない」。ドライバーにも誤りがある「かもしれない」という意識を持つことが大切です。

### ✓ 危険箇所を把握する

日頃から、日常生活でよく使う道路の危険予測をしましょう。起こりうる危険を予測することによって、心構えができ、事故を避けることが可能になります。ご自身だけではなく、ご家族(高齢者や小さなお子さんなど)の目線でもぜひ確認してみてください。

### ✓ 自分のことを知る

個人差はありますが、誰も加齢により運動能力は衰えていきます。年を取ることでとっさの反応が遅れ、交通事故に遭ってしまうことがあります。過信せず、現在の自分の身体機能をしっかり理解して、身体と心に余裕を持った行動を心がけましょう。

## 自転車安全利用五則

自転車は誰にとっても身近な乗り物ですが、基本的なルールやマナー違反による事故が多くなっています。また、近年は、自転車側が加害者となる事故も多く大きな課題となっています。被害者にも加害者にもならないよう、「自転車安全利用五則」を理解して、自転車を正しく利用しましょう。

- ①車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライト点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



全ての年齢層の自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることとなりました。自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の人々が頭部に致命傷を負っています。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう。

